

障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

納付猶予や納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族（子のある妻または子）の方は遺族基礎年金を受けることができます。
 ※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除または猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

年金に関する電話でのご相談

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

※IP電話・PHSからは、「03-6700-1165」にお電話ください。

〈受付時間〉

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
 ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで受付
第2土曜日 午前9時30分～午後4時

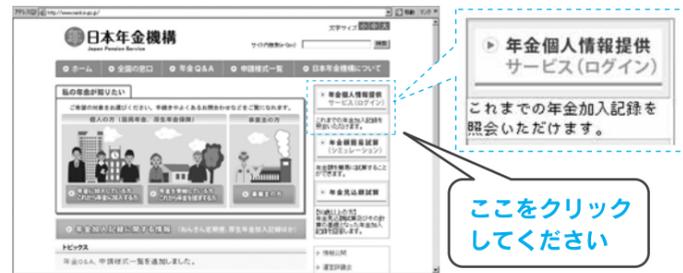
※祝日および12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※おかけ間違いにご注意ください。
 ※通話料金は、一般の固定電話の場合、接続先に関わらず市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は全額発信者負担となります。

インターネットによる年金個人情報提供サービスについて

日本年金機構ホームページ（右記参照）から、ユーザーID・パスワードをお取りいただければ、同ホームページでいつでもご自身の年金加入記録をご覧いただけます。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>



小規模多機能型居宅介護サービスをご存じですか？

介護保険のサービスをご利用いただいている方、ご家族の方で次のような悩みをお持ちの方はいませんか。

- ・一つの事業所でいろいろなサービスをうけたい
- ・24時間いつでもサービスを利用できる場所を探している
- ・自分が住んでいる地域の中で、介護サービスを利用しながら生活したい

このような悩みを持つ方のためにできたのが、「小規模多機能型居宅介護」という介護保険サービスです。このサービスは、事業所への「通い」のサービスを中心としながら、ご利用者の様態や希望に応じて、「宿泊」「訪問」サービスも利用することができます。小規模多機能型の事業所では、24時間365日サービスの利用が可能で、通いで顔なじみになった職員が、宿泊、訪問の際にも対応することで、環境の変化に敏感なお年寄り（特に認知症の方）の不安を和らげることができ、また、地域とのつながりを重視した事業所なので、お住まいの地域の中で生活を続けることができます。

この小規模多機能型居宅介護は、小郡市内にお住まいの方がご利用いただけるサービスであり、小郡市内には3つの事業所があります。ご利用に関する詳細につきましては、各事業所までお問い合わせください。

【小郡市内の事業所】

事業所名	所在地	連絡先
ふれあいの家 あずま野	小郡市小郡2486	72-7568
集いの家 さなほり	小郡市井上516-1	72-3746
ひまわりの郷 小郡（平成22年3月新規開所）	小郡市横隈367-2	23-0230

●制度に関する問い合わせ先 介護保険課介護保険係（内線453）

国民年金保険料の納付が困難なときは免除制度の手続きを！

免除申請の対象になる人は

本人、本人の配偶者、世帯主の3人全員が次の項目に該当することが必要です。

- ① 前年所得が少ない人
前年所得などの定められた基準以下に該当することが必要です。下の表を参考にしてください。
- ② 失業等で保険料を納付することが困難な人
前年所得があっても、現在失業中である人
- ③ 障害者または寡婦で、前年所得が125万円以下の人



免除となる所得の目安

世帯員数	全額免除 若年猶予	4分の3 免除	半額 免除	4分の1 免除
標準4人世帯 (夫婦2人/ 子の1人は16歳 以上23歳未満)	162 万円	217 万円	257 万円	297 万円
3人(扶養2人)	127	154	194	234
2人(夫婦のみ)	92	116	156	196
1人(単身世帯)	57	78	118	158

免除される期間は

- 承認期間は、7月から翌年6月までです。
 - 申請が遅れても7月までさかのぼって免除が受けられます。
 - 引き続き免除を希望される場合は7月に毎年更新が必要です（7月から新年度所得に切り替わるため）。
- ※保険料の納付は、2年間で時効となり納付できませんが、免除・猶予期間は承認後10年以内であれば、後から納付することができます（追納といいます）。

手続きは簡単！

➡ 市役所で免除申請書に必要事項を記入するだけで済みます。

なお、免除の継続審査希望者で承認された人は、手続きは不要です。

次の人は継続が適用されないため、平成22年7月以降に免除手続きを再度お願いします。

- ア、失業等の理由により全額免除または納付猶予された人
- イ、半額免除に承認された人
- ウ、免除が却下された人

手続きに必要なもの

- ①年金手帳
- ②認印
- ③平成22年1月1日以降に転入された人は、**所得証明書または源泉徴収票または確定申告書の写し**
 ※平成22年7月～平成23年6月の免除の場合、「平成21年中の所得の証明」が必要です。
- ④失業などを理由とする場合は次のいずれか
 ア、雇用保険被保険者離職票
 イ、雇用保険受給資格者証
 ウ、貸付決定通知書
 （離職者支援資金の貸付を受けた場合）

若年者納付猶予制度

20歳代の若い人が、所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居している場合には、保険料免除対象とはなりません。この「若年者納付猶予制度」では、30歳未満の人で本人および本人の配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により月々の保険料が猶予されます。

●対象となる所得の目安

	平成22年度基準
配偶者・子2人を扶養	162万円
配偶者のみ扶養	92万円
扶養なし	57万円

問い合わせ先 国保年金課年金担当 ☎72-2111 内線427